

円卓会議におきまして、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて最低賃金の中長期的な引上げに関する、産業政策と雇用政策の一体的運用を図るというふうにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たりの考慮要素である通常の事業の賃金支払能力の向上でありますとか、あるいは労働者の賃金の上昇につながるものであります。中長期的にはこうした取組の成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引上げがなされるものと期待をいたしております。

○石井みどり君 今の成長力底上げ戦略についてのことですが、最低賃金を引き上げるためには、やはり先ほども申し上げた経営環境の整備という観点からも中小企業対策が非常に重要になつてくると思います。

先般の委員会でも、この中小企業の生産性の向上とともに最低賃金の引上げを図る御説明があつた成長力底上げ戦略についての御議論があつたかというふうに記憶しておりますが、この中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針というところに關しまして、中央及び地方での成長力戦略にかかる円卓会議でのような意見が出たのか、そのことについての御紹介をいただければと思います。

○政府参考人（山崎史郎君）お答えいたしました。

御指摘の成長力底上げ戦略の円卓会議でございますが、この場では中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げもテーマになつてございまして、政労使間で議論が行われている状況でございます。その中では、例えばこれは労働側でございますが、最低賃金に関しましては労働者の生計費に即した水準とすべきではないか、生活保護水準との逆転現象を解消すべきではないかとい

つた意見が出されております一方で、特に経営者サイドの方からは、最低賃金の引上げに当たりましては中小企業の生産性の向上、これを先行又は同時に進めるべきではないかと、こういう意見が出されているところでございます。

また、各都道府県で開催されております地方円卓会議、これはこれまで一回若しくは二回開催されてございますが、そこにおいてもほぼ同様の御意見がありますとともに、各地域の実情でございますが、それに加えまして、例えば若年者の雇用の促進でありますとか地域における雇用拡大、経済の活性化、こういったものが必要であると、こういう御意見が出されているところでござります。

○石井みどり君 ただいま御紹介いただいた意見というのは、それぞれの地域や職場に根差した貴重な御意見であるとかというふうに思いますが、この御意見を基本方針の取りまとめに適切に反映させるべきだといふふうに思つておりますが、基本方針への具体的な内容についてはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人（山崎史郎君）お答えいたしました。

具体的な内容に關しましては、御指摘のとおり、今回の円卓会議では中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針を政労使でまとめていくこと、こういう合意形成がなされている次第でございます。

具体的な内容に關しましては、御指摘のとおり、いろんな様々な地域における意見等も踏まえまして今後更に労使間を始め関係者の間で検討させていただいて、年内を目途に取りまとめていきたいと、このように第でございます。

○石井みどり君 是非実りある合意とい

うございました。その次第でございます。

今お話をあつた成長力底上げ戦略に掲げられた施策、この実効性について伺いたいと思います。

よく言われる総割り行政というのではなく、省庁の枠を超えた政策パッケージを取りまとめていくというのには大変な御苦労があると存じます。

また、各都道府県で開催されております地方円卓会議、これはこれまで一回若しくは二回開催されてございますが、そこにおいてもほぼ同様の御意見がありますとともに、各地域の実情でございますが、それに加えまして、例えば若年者の雇用の促進でありますとか地域における雇用拡大、経済の活性化、こういったものが必要であると、こういう御意見が出されているところでござります。

○石井みどり君 ただいま御紹介いただいた意見というのは、それぞれの地域や職場に根差した貴重な御意見であるとかといふふうに思いますが、この御意見を基本方針の取りまとめに適切に反映させるべきだといふふうに思つておりますが、基本方針への具体的な内容についてはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人（山崎史郎君）お答えいたしました。

御指摘のとおり、今回の円卓会議では中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針を政労使でまとめていくこと、こういう合意形成がなされている次第でございます。

具体的な内容に關しましては、御指摘のとおり、いろんな様々な地域における意見等も踏まえまして今後更に労使間を始め関係者の間で検討させていただいて、年内を目途に取りまとめていきたいと、このように第でございます。

○石井みどり君 是非実りある合意とい

うございました。その次第でございます。

具体的には、これは付加価値総額を総労働時間で除したものでございまして、労働者一人当たり一時間当たりの付加価値額の伸び率、これが基本的にこの生産性を示すものというふうに考えております。

ただ、この数値 자체は非常にマクロ的な数値でございまして、正に御指摘の政策面での評価という点でございますと、まさしくこういう生産性の評価が必要となつてまいる次第でございます。

例えば、一元化の推進でありますとか新規事業の創出といった、まさしく付加価値を高め更に省力化を進めしていくと、こういう各政策との正に目標を設定し、それを評価していくという形で、私ども内閣府と関係省庁連携しまして、これについて政策的なフレームを行っていくという体制でございます。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省いたしましては、本年二月の成長力底上げ戦略に盛り込まれた各種の中小企業対策の成果あるいは中小企業の生産性向上というものをどのように測定して評価していくかという、どういう手法をお使いになろうとしておられるのかをまずは伺いたいと思います。

そして、これはやはり二月にこの戦略は策定されたというふうに認識しておりますが、中小企業庁の方にお聞きしたいのは、さつき申し上げた、単に戦略を策定してそれで満足して終わるというのではなく、しっかりと結果を上げていただいて、やはり地方の中小企業これ頑張つただからなきやいけないためにも、数値目標を掲げて取り組んでいただきたい、その施策を示して、その後やはり達成状況をきちんと評価をしていくいただきたいというふうに思いますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人（山崎史郎君）お答えいたしました。

まず御指摘の点でござりますが、生産性とい

う面では、最終的には労働生産性というのが一つの指標になるかと考えておる次第でございます。

具体的には、これは付加価値総額を総労働時間で除したものでございまして、労働者一人当たり一時間当たりの付加価値額の伸び率、これが基本的にこの生産性を示すものというふうに考えております。

ただ、この数値 자체は非常にマクロ的な数値でございまして、正に御指摘の政策面での評価という点でございますと、まさしくこういう生産性の評価が必要となつてまいる次第でございます。

例えば、一元化の推進でありますとか新規事業の創出といった、まさしく付加価値を高め更に省力化を進めしていくと、こういう各政策との正に目標を設定し、それを評価していくという形で、私ども内閣府と関係省庁連携しまして、これについて政策的なフレームを行っていくという体制でございます。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省いたしましては、本年二月の成長力底上げ戦略に盛り込まれた各種の中小企業対策の成果あるいは中小企業の生産性向上というものをどのように測定して評価していくかという、どういう手法をお使いになろうとしておられるのかをまずは伺いたいと思います。

そして、これはやはり二月にこの戦略は策定されたというふうに認識しておりますが、中小企業庁の方にお聞きしたいのは、さつき申し上げた、単に戦略を策定してそれで満足して終わるというのではなく、しっかりと結果を上げていただいて、やはり地方の中小企業これ頑張つただからなきやいけないためにも、数値目標を掲げて取り組んでいただきたい、その施策を示して、その後やはり達成状況をきちんと評価をしていくいただきたいというふうに思いますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人（山崎史郎君）お答えいたしました。

まず御指摘の点でござりますが、生産性とい

融、税制等の政策資源を有効活用いたしまして、総合的に施策を実施し、中小企業の約二割に相当します合計八十万社の中小企業において、生産性向上に向けた前向きな取組が創出されるなどを目指してやつていただきたいと思っております。また、事後的にその実施状況に関するますフロー・アシップもしっかりと行ってまいりたいと、うやうやしく思っております。

○石井みどり君 今伺ったところ、成長力底上げ戦略というのは、やっぱり非常に、最低賃金の引上げとともに中小企業の生産性向上を同時に進めになるというところで、政策として非常に重要だというふうに思っておりますが、何事もやはり実行力を伴ってやっていただきたいと存じます。

それでは、最低賃金に関して、改正案におきましては、この法違反に関して労働者からの申告権を保護する規定を新たに設けるといふことなど、働く人を守るために手当てがなされていると思います。

しかし、さきほど申し上げたように、政策あるいは法律とどうようなものは、せつかく作つてもそのことがやはり生きてこなければ何の役にも立たない、というふうに思います。最低賃金を引き上げても、そのことを働く人が、その地域で彼らが最低賃金なのか、今もらっている自分の賃金が違反しているかといふことも知らなければ、この規定を設けても全く意味がないというところになりますが、この最低賃金時給彼らと、いうようなことを、よく労働基準監督署辺り、あるいはハローワークに行くといふんなリーフレットが並んでいます。そういうところでもきちんと、何々県では彼らが最低賃金だというふうに明示してあるようなリーフレットを見掛けますが、ただリーフレットを作つて置いただけというのでは、これはやはりそこに行つた人しか知らないということになるうかと思います。やはり、このことを働く方にきちんと知つていただく、その

よりも大変重要なふうに思つておりますが、いかがございましょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するサービスティーネットでありますので、最低賃金の履行確保が大切であるというふうに思つております。そういう観点からも、新聞街掲載になります。

たゞ、その周知広報というのは大変重要なふうなふうに考えております。このため、従来から、ポスターへの掲示などが、あるいはリーフレットの配布、あるいはホームページへの登載などによりまして、最低賃金額の周知を行つていきました。地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼なども行つてまいりました。様々な周知広報活動を行つてまいりました。

○石井みどり君 はい、是非、今の時代ですから、様々な媒体を使って周知をしていただければと思います。

さて、最低賃金からする最後の質問をさせていただきますが、今後もやはり、この最低賃金といふことはやはり引き上げていく、働く人が本当に元気で働いていく、そのことを守つていかなくてはいけないと思いますが、この最低賃金引上げに向けた今後の取組とか、そういうた厚労省の御見解を伺えればどうぞうふうに思います。

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正法案におきましては、最低賃金制度がサービスティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について、その水準について生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確に

いたわでございます。

具体的な水準については、これは地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるというものであります。今回の法案が成立した段階で法改正の趣旨に沿つた審議が審議会においてなされ、その結果に沿つて現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるべくおこなると思っております。

また、成長力底上げ戦略推進由卓会議においては、中長期的な引上げ方針について政治的合意形成を図りまして、最低賃金の引上げに取り組んでまいりたい、というふうに思つております。

○島尻安伊子君
さて次に、最低賃金法改正法案に関連してお聞きをしたいと思います。
今年八月十日に取りまとめました中央最低賃金審議会の答申において、平成十九年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安といふことで、沖縄県を含むDランクといふものについては、時給六円から七円の引上げが示されまして、沖縄県では結果として八円の引上げ、全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたといふでございます。昨年の最低賃金改定というものを見てみましたが、済みません、地元沖縄ということで申し訳ございませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げという、とでございましたので、今年は例年になら引上げだったのかなといふことが感じられました。

さて、先日の審議でも、最低賃金の決定をしていくのは地域の審議会であるという議論でございましたが、今年、全国加重平均で十四円の引上げとなった地域別最低賃金の改定について、まず政府の御見解をいただきたいと思います。

○政府参考人（青木豊君）今委員が御指摘になりましたように、平成十九年度の地域別最低賃金は加重平均で十四円の引上げというございましたが、安伊子君がお尋ねのとおり、沖縄県を含むDランクといふものでは時給六円から七円の引上げが示されました。全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたといふでございます。昨年の最低賃金改定というものを見てみましたが、済みません、地元沖縄ということで申し訳ございませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げという、とでございましたので、今年は例年になら引上げだったのかなといふことが感じられました。

さて、先日の審議でも、最低賃金の決定をしていくのは地域の審議会であるという議論でございましたが、今年、全国加重平均で十四円の引上げとなった地域別最低賃金の改定について、まず政府の御見解をいただきたいと思います。

○政府参考人（青木豊君）今委員が御指摘になりましたように、平成十九年度の地域別最低賃金は加重平均で十四円の引上げというございましたが、安伊子君がお尋ねのとおり、沖縄県を含むDランクといふものでは時給六円から七円の引上げが示されました。全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたといふでございます。昨年の最低賃金改定というものを見てみましたが、済みません、地元沖縄ということで申し訳ございませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げという、とでございましたので、今年は例年になら引上げだったのかなといふことが感じられました。

個々の企業で労使が話し合って決めるものでありますので単純な比較は適切ではないかもしませんが、この計算を見たときに、今年の引上げは沖縄の地方最低賃金審議会が様々な要因を考慮しての決断といいますが、決定だったんだらうなど、うふうだと思っておられます。

この点、総合的に見せていただきますと、今後ますます地方の最低賃金審議会の役割が重くなるべくだらうとうふうに思われるところでございまして、ここで政府が、「この地方最低賃金審議会の重要度」といいますか、どれだけ重要なと考えているかということをいま一度御答弁願いたいと思います。

○政府参考人（青木豊君）地方の最低賃金審議会におきましては、中央の最低賃金審議会の目安を参考としながら、その各地域の実情を十分踏まえて、審議を経て具体的な水準の額を決定するということとされてくるわけになります。

今年の地域別最低賃金額の改定につきましては、中央最低賃金審議会に対しまして、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議をお願いいたしました。審議会におきましては、従来の考え方の单なる延長線上ではない議論が行われまして、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として、地域別最低賃金と実際の賃金

分布との関係にも配慮して、様々な要素を総合的に勘案した結果といたしまして、「これまで比べればかなり大幅な引上げとなる目安が取りまとめられたものと認識しております。地方の最低賃金審議会におきましても、こういった目安を十分に参考として審議が行われたというふうに認識をいたしております。

○島尻安伊子君　ここではある有名自動車メーカーの今年の春闇はベースアップが千円というような報道がありました。ちなみに沖縄県の今年の引上げ額は時給八円とございます。これを見ると、これを単純に月二百時間働くと仮定して計算をいたしますと、八千六百円に相当するという計算を見せていただきました。賃金は個々の企業で労使が話し合って決めるものでありますので、単純な比較は適切ではないかもしませんが、この計算を見たときに、一度重要な賃金の支払能力ということをいま一度重要な決定事項の一つとされなければいけないんだろうなど、うふうだと思っておられます。

沖縄県におきましては依然雇用状況というのが厳しい中にあるものでござりますから、どうぞ労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力ということをいま一度重要な決定事項の一つとされなければいけないんだろうなど、うふうだと思っておられます。

地域の雇用情勢と、ちよつと関連してお聞きをいたいわけですが、ますけれども、今年の八月に地域雇用開発促進法というのが見直されておりますけれども、この進捗状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人（岡崎淳一君）前の国会で成立させていただきまして地域雇用開発促進法でございますが、八月から施行されています。

各地域で、雇用開発促進地域あるいは自発雇用創造地域というものは、それぞれ各県あるいは市町村なりが計画を作りまして、それに基づいて国の方で同意をすると、こういう仕組みになっておりますが、それぞれ各地域、特に雇用の厳しい地域におきましては既に計画が作られまして國の方が同意をして、そのそれ等の計画に基づきまして様々な支援を実施しているところが現在の状況でござります。

○島尻安伊子君　ありがとうございます。

この地域雇用開発促進法でござりますけれども、改正後、雇用情勢が特に悪い地域とそれから雇用創造に向けた意欲が高い地域といふふになつておるんですけれども、「(1)-(1)」とのようくに分けるのか、その垣根といいますかがどこにあるのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（岡崎淳一君）雇用開発促進地域の方は、基本的にその有効求人倍率を見まして、その低い地域を対象にするということにいたしております。支援の中身も、当該地域におきまして新たに事業場を設置あるいは整備をする事業主に対する支援を行っていく、そういうふうに考えておられます。

でどううか。

○政府参考人（岡崎淳一君）今御指摘の新ビジネスケージ事業でござりますが、自發雇用創造地域という地域を指定いたしますと、そこで市町村とかあるいは地域の経済団体等が共同して事業を行うと、これに国といたしましても事業を委託するという形で、地域における自發的な雇用創造を進めていくと、こういう仕組みでございます。

沖縄におきましては、今回的新しい法律に基づくものとそれから従来から似たような事業をやつてきた部分の引き継ぎでやつている部分と両方あるわけですが、本年度におきましては、八つの地域におきまして具体的にこの事業を進めているという状況でござります。

例えば、那覇市におきましては「那覇から拡大する新沖縄産業」雇用拡大事業」というようことで取り組んでおられますし、例えば名護市におきましては「ヤンバルの中核都市・名護市の活性化と雇用創造事業」というようなことで、これは昨年度からでござますが、事業に取り組んでいるというようなことであります。

八つの市あるいは村におきまして、それぞれ地域のいろんな観光資源でありますとか地場産品等を活用しながら雇用の創造に向けた努力をされていると、こういう状況でございます。

○島尻安伊子君　ありがとうございます。

この地域雇用開発促進法でござりますけれども、改正後、雇用情勢が特に悪い地域とそれから雇用創造に向けた意欲が高い地域といふふになつておるんですけれども、「(1)-(1)」とのようくに分けるのか、その垣根といいますかがどこにあるのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（岡崎淳一君）雇用開発促進地域の方は、基本的にその有効求人倍率を見まして、その低い地域を対象にするということにいたしております。支援の中身も、当該地域におきまして新たに事業場を設置あるいは整備をする事業主に対する支援を行っていく、そういうふうに聞いておりますけれども、ちょっといつもかく聞いておりますけれども、ちょっとどううかとお聞きをしておられます。

一方で、自発雇用創造地域の方でございますが、これは個々の事業主ではございませんで、地域が協力して自発的に様々な工夫をしていくと、いろいろとござりますので、有効求人倍率の基準としましては雇用開発促進事業より少し高めのところまで入れるところにして、各地域の自主性がござりますので、市町村等が経済団体等と協力してそれぞれの地域のいろんな地場産品とか観光資源を活用してそういう努力をするという部分を含めまして指定基準にしているというところが違います。したがいまして、その支援の内容も、その地域の中で何か事業主がやるということではなくて、その市町村とか経済団体が協力しながら雇用創造に向けて行う事業を支援するなど、こういう形を取つて、いろいろとござります。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

「こちよう」と資料を見せていただきまして、地域雇用創造推進事業の概要というのがあるんですが、その事業内容の中に入材育成メニューといふものがございます。やはりその雇用を考えるときにやはりこの人材育成というの大変に重要なところだとございまして、「こち」に書いてある「人材育成メニュー」というものをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○政府参考人（岡崎淳一君） 地域で産業が振興されていくためには、その地域で人が、求職者が多いというだけではなくなかなかその事業が進んでいかないわけでありまして、それの方がその地域で必要とされる、その地域で興そろとしている産業が必要とされる人材としてやつていけるようにしていくことがないと、結局地域としての産業は起きていかないと、うなづいたとござります。

したがいまして、例えば観光産業を興していくといった場合には、例えば地域の観光資源についての例えばガイドができる人材が必要だといふことであれば、そういう観光ガイドができる人材を育成していくとか、それぞれ地域で必要とする人材は違いますので、全国的なメニュー

一での職業能力開発メニューとは少し違いますが、その個々の地域で観光産業なら観光産業、地場産品なら地場産品、それをどうやって生かしていくかということの、それぞれの地域の状況に応じた人材育成が必要だそうです。

したがいまして、この雇用創造推進事業の中の一つの重要なメニューとしまして、地域地域の必要な人材を育てるいろんな研修でありますとか講習、あるいは地域内では難しい場合にはほかの地域に派遣してそこでいろんな知識、技能を学んでいくと、そういうふたつ相当柔軟性を持つていろんな地域が必要とする人材育成ができるようなメニューにしておりますので、あとは地域のそれぞれの工夫によりましてこういったものを生かして必要とする人材を育成していただければ非常にいいのではないかと、こういうふうに考へているところでございます。

○島尻安伊子君 何度も触れます、やっぱり特に沖縄においての人材育成というのが今後その雇用の促進という観点からも大事になっていくというふうに思いますが、まあ重ね重ねでござりますけれども、よろしくお願いしたいとうふうに思います。

こちうございますのも、その一方で、ちょっと離れますけれども、例えば地域のその雇用情勢のちょっとグラフを見せていただきたいことがあるんですけど、群馬県ですか、横ばいだったのがぐんと上がったグラフを見せていただきたいことがございまして、これはなぜなのかと質問したら、大型電気店が進出してそこでの雇用数が増えたという説明を受けたんですけど、もちろん沖縄にもこの大型店は進出をしているんですけど、内容は、人材があるなしにちょっと離れるんですね。けれども、地元からの採用が少ないんですね。

このお店に行つてみますと、名札をしていて沖縄の人というのすぐには名前で分かるのですから、ぱっと名札を見たときに本土からといふますか、地元採用でないというのが明らかに分かるわけで、その数がとても多いんですね。なまくともお話ししたような大型店舗が行くときにとか、大勢の雇用を必要とすると

から課題になつていいだろうというふうに思うんですが、一方で、是非その雇用状況を改善するためにもう一つ大型店進出のときは地元からの採用をお願いしたい、ということをまた働き掛けをお願いしたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人（岡崎淳一君） 群馬県の例をお挙げになりましたけれども、群馬県の場合、若干特殊要因でございまして、御指摘の全国規模の量販店の本社があるんですが、この会社につきましては、各地域地域のお店の人員を含めて全部本社で一括して求人票を出されている、ということです。したがって、現実には、群馬県内での求人ではないものもいたん群馬県の求人として上がっているがために群馬県の求人数が上がつていて、

しかしながら、御承知のようにハローワークは全国ネットワークでござりますので、求人受付場所で求人数が上がるのと別に、各地域地域、当該量販店も別に群馬県内で募集しているわけではなくて、各店舗店舗で募集されていますので、これはハローワークの全国機能の中できちんと各地域に振り分けまして、その地域のハローワークがそのお店が必要とする人材を求職者の中から紹介すると、こちうことににはしております。

しかし、おっしゃるように、沖縄の場合、一つには、地元に若い方を含めて相当多くの求職者がいる中で、その方がなかなか沖縄に進出した産業に就職できないという御指摘の問題も一方であるのは事実でござります。その辺につきましては、やはり能力開発等も進めながら、沖縄県で住んでいる方の就職に結び付くような形、これは、それはそれで努力していただきたいと、こちうふうに考えております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

先ほど最低賃金のところで触れたように、やはりDランクに入っている、そういう自治体には是非、先ほどもお話ししたような大型店舗が行くときにとか、大勢の雇用を必要とすると

きには地元からまず雇用していただきたいという要望をこなでお話をさせていただきたいといふふうに思いますが、よろしくお願ひいたします。

○津田弥太郎君 それで、次に最低賃法について御質問をさせていただきます。この最低賃金法の改正案が可決、成立した暁には、最低賃制度が適切に機能する中で、我が國のあらゆる労働者が健康で文化的な最低限の生活が営むことができるよう、これは当然強く求めるものであります。現時点で都道府県別に最も高い秋田県六百十八円、これを例に取ってみまして、最低賃金額で働く単身者の一ヶ月の収入と費用との支出を示した生活モデルがあるのかどうか、政府委員、お答えください。

○政府参考人（青木豊君） 一ヶ月の生活モデルといふお話をございました。

今お触れになりましたように、東京都七百三十九円が時間当たりの最低賃額であります。これを仮に一日八時間で一ヶ月二十二日働くとして機械的に試算しますと、十三万六十四円というふうになります。秋田県で同様に考えますと、六百十八円時間当たりでありますので、十万八千七百六十八円であります。

お尋ねの単身世帯における一つの生活モデルとしましては、各都道府県人事委員会が算出いたします標準生計費が挙げられると思いますが、これによりますと、東京都におきましては、食料費が二万八千四百五十円、住居関係費が二万八千二百五十円、被服・履物費が六千百九十五円、それから保健医療、交通・通信、教育、娯楽関係費などの雑費」と言われるものが三万五千二百円、それからその他の交際費等の雑費」とと言われるものが一万一千四十円、合計しますと十万九千五百円でござります。それから、秋田市におきましては、同じく、食料費が二万六千二百六十三円、住居関係費が二万七千二十三円、被服・履物費が四千八百六十六円、雑費Ⅰが一万六千四百五十五円、雑費Ⅱが二万一千八百四円、合計しまして十万六千四百十一円といふことになつております。

○津田弥太郎君 大臣、今、青木局長の方から言いました。東京都の食料費二万八千円余、秋田県二万六千円といふことは、「一日当たり食費は千円切るわけですね、九百幾らですかね。それから、住居関係費というのは、東京が二万八千円で秋田が二万七千円で、千円しか違わないのね。これも常識ではちょっとと考えられないし、この住居関係費の中にはいわゆる水道光熱費あるいは電話代、「それも入ってくるわけであつて、まあ皆さん、どう考へても電気料、ガス、水道、電話、これだけで一万円以内に收められるなんということ」はあり得ない。絶対超えちゃう。

すると、どう考えたつて住居費というのは一万五、六千円、という話なんです、家賃が、東京で。果たして今、東京都の全不動産屋に当たった場合に家賃一万五千円で貸してくれるところなどにあるんだ。私は、全部不動産屋當てないけれども断言できる、一軒もない。これで健康で文化的な最低限度の生活かという話になるわけですよ。

だから、これは大変、やっぱり標準生計費という形で出てきているもの、特に住居費の部分については、これは実態と私は懸け離れているとか思えない。大臣が政府委員の答弁を踏まえて可能であるというふうに答えるを得ないのかかもしれないだけれども、やっぱり人間外添要一としては、「これはやっぱりクエストマークが付くよな」という話になると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（舛添要一君） これは各地域の最低賃金の審議会が決めて、実は今の秋田県、東京都の標準生計費のモデルも、これは実はその最低賃金の審議会の参考資料として供されたものである。したがつて、「のまま額面どおり

読めば、秋田県が十万六千四百十一円に対し最賃が十万八千七百六十八円ですから、それを超えていくといふような形になるんだろうと思います。

ただ、委員が御指摘のような点も踏まえまし

て、「この法案が法律としてきちんと成立した曉には最低賃金を引き上げる方向で各地域の審議会にも努力をしていただく。それから、成長力底上げ戦略ということで、産業政策と雇用政策というのをきちんと調和してやろうというふうなことを書いておりますから、この法案を武器にして少しでも短期的そしてかつ中長期的に最低賃金の引上げが実現できるように最大限の努力をしてまいりたい」と思っています。

○津田弥太郎君 ちょうど大臣、口ごもっている。とても、「こういう計算式」というのは何らかのそれは根拠があつて出されている数字であるといふことは分かります。ただ、これどう考へても、東京と秋田とでは最低賃金が百二十一円違うんですよ。東京の標準生計費が十万九千円で秋田の標準生計費が十万六千円で、これどう考へてもおかしいですよね。おかしいですよ。東京はもうと高いのは当たり前なんですよ。こんな金額で収まるわけがないんです。秋田だって、ちよつともうとてちやないけれども、私、秋田県の人をたくさん知っていますけれども、こんな金額では現実にはこれはもうあり得ない。

だから、本当に健康で文化的な最低限度の生活を営むに足るということを考えるならば、やはりそもそもこの標準生計費そのものについての算出の在り方、常識が適用した数字が出るよう是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○政府参考人（青木豊君） 先ほどおつと申しあげましたように、標準生計費は、これは各都道府県の人事委員会が算出している数字でございます。これを参考にして、大臣からの御答弁もありましたように、各審議会でこれを参考しながら議論をしていただくといふことであります。

今般お願いをしております最低賃金法の改正案におきましては、生活保護との整合性といふことで、生活保護との関係を重視して十分議論していくべく」といたして、これが、それで

生活保護と連携しているようなどころがございましたので、そういうことでありますので、そういうものの数値を参考にしながら底上げの方針で議論をしていただくというふうに思つております。

○津田弥太郎君 秋田県の隣は山形県ですから、岸副大臣、是非、山形県も秋田県の次に最低賃金低いですから、ちゃんと聞いていくださじよ。

青木さん、念のために確認したいと思うんでですが、先ほどおっしゃった、東京都と秋田県の最低賃金で働く労働者というのを、生活モデルにて、一ヶ月百七十六時間掛ける秋田県は六百十八円といふことで数字をお示しになりました。これ、そういうことになると、この労働者は一年間では何時間働くんでしょう。

○政府参考人（青木豊君） 一日八時間の二十二日稼働ということです。百七十六時間としておりますが、これは一月でありますので十二倍して、年間二千百二十一時間となります。

○津田弥太郎君 そうですね、これはもう單なる掛け算の話です。つまり、十二倍をすれば二千百二十二時間になる。一方で、青木労働基準局長の最も重要な担当法律である労働基準法、ここでは一部の特例を除いて週四十時間労働が定められているわけであります。上限一杯一時間労働いた場合でも、年間の労働時間といつのは、週四十時間をベースにして計算をすれば一千八十五時間になるわけであります。この一千八十五時間と先ほどおっしゃった二千百二十二時間の間には二十七時間の差があるわけになります。

したがつて、「この最低賃金額を支給をされる労働者が、そもそも労働基準法を上回る労働時間を働くことが前提で計算をされるとどう

ところに私は問題があるのでないかなと。一千百十二時間じゃなくて二千八十五時間で計算をすれば、更に一時間当たりの単価は上がつてくるわけであります。そういう意味では、秋田を始め、ではないかというふうに私は思うんですが、青

木さん、いかがですか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに委員御指摘のように、そういう時間で計算をすれば単価は上がってくるということは当然だと思います。私たち、地域別の最低賃金額が時間額で定められているということで、一方で生活保護の基準が月額で定められているということで、この両者の比較に当たっては最低賃金を月額に換算して比較を行う必要があるということで、先ほど来議論になっていますようなやり方で計算をしておつたわけあります。

具体的な生活保護との整合性については、委員御指摘のような考え方も含めまして、中央最低賃金審議会、それと地方の最低賃金審議会で十分議論をしていただいて具体的なものを決めていただきたい、というふうに思っております。

○津田弥太郎君 私、長野県で最低賃金審議会の委員六年間やつてきた人間ですから、あの議論の場を私、直接やっていますからよく分かっているんです。議論になるんですけど、この時間の問題が。

「これ、それぞれの都道府県の最低賃金審議会で、これが議論になると、労働局の方から、いや、そうはいつても中央だけのようく定められておりますといふふうに言うんですよ。そうすると経営者の皆さん方にこにことして、そり見たことかというふうになって、週四十時間あるいは今二千八十五時間という数字を使って、これは決して間違つてはいられないわけですよ、間違つてはいりません。

だから、より最低賃金を引き上げるという意味では、ますますこの時間換算の部分を、「これまでのやり方を変えていく」ということがこの今回の法改正のもう一つ引き上げなければいけないということにつながっていくわけですから、ある面では一番機械的にやれるところでありますので、今おっしゃったように、中央最低賃金審議会並びにそれぞれの都道府県の審議会では、非ともその時間についても労使で話し合えるようだしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(青木豊君) まずは中央最低賃金審議会に御審議をお願いし、具体的に当てはめ等、地方の最低賃金審議会でも十分御議論いたぐりようにしたい、というふうに思つております。

○津田弥太郎君 今日、資料を配付をさせていただいております。これは、金融広報中央委員会が昭和三十八年から調査をしている、世帯ごとの時薪の有無についてであります。

この右側の時薪ゼロ世帯の推移を見ていたらきたいわけですが、平成十三年に時薪ゼロ世帯は一六・七%と大幅に上昇し、さらに、平成十五年に二一・八%、急上昇し、高止まりをしているところであります。もう御案内のように、この平成十三年というのは小泉内閣の発足をした年でありますし、平成十五年というのも小泉総理が自民党的な総裁選で再選をされ内閣改造を行つたところであります。この時薪ゼロ世帯は当然ながら家計収入の多寡と強い相関関係があり、直近の平成十八年の調査では、年収三百万円未満の世帯では実に三六・七%が貯蓄ゼロになつているというところでございます。

私は、社会全体が高福祉化していく、セーフティーネットの網目が狭まっていくという状況であるならば、時薪ゼロ世帯の深刻さももう少し違つるものになつてくるかもしぬないというふうに考へるわけです。しかし、三年前の年金改正、二年前の介護保険法改正、障害者自立支援法の制定、そして昨年の医療法改正、いずれもこれ財政上の観点から負担の引上げあるいは給付の切捨てという方向での制度改革が行われているわけであります。したがつて、日本人は、多少の蓄えがないと不安でしようがないということで、時薪は割とする方だったんですね。ところが、現実にはこの時薪ゼロ世帯がこのように増えてきているという、こういう状況になつていて

差の拡大につながるあらゆる指標について注意深くウォッチをしていただき、個々の制度だけではなくて、雇用あるいは社会福祉の各制度間の連携、さらには税制も含めた有機的な連携によって対策を行うべきだというふうに考えますが、これが二点目、いかがでしょう。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員がお示しいただきましたこの時薪ゼロ世帯のペーセンテージ、ここまで大きな数字かというふうに非常に私も深刻に受け止めています。

これが何が原因であるかというのをもうと分析をしないといけないと思いますけれども、いわゆる格差の問題、これは今の日本が直面している大きな問題であり、きちんとこれには対応していくかないといけないと思います。

それで、最低賃金法もその一つでしようけれども、やはり社会保障制度全体、これが最後のセーフティーネットとなつて国民の生活を守る。そして、これが正に政府の仕事である。高度経済成長のときは企業がこの役割を担つてきました。しかし、企業がまほやるんな理由からそれが担えなくなつた以上は、中央、地方を問わず、政府がきちんとやるべきである。そういう意味で、政府の仕事というのは、単に小さな政府、大きな政府というような單純な分け方ではなく、緻密な議論をもつてセーフティーネットの構築に当たりたいと、こう思つております。

○津田弥太郎君 分かりました。

最後の質問に入りたいというふうに思います。

○国務大臣(舛添要一君) これまでの法案審議の過程におきまして、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見て経営を圧迫するんじゃないかなと、こういう議論が何度かありました。その辺について、この円卓会議が最低賃金の大団扇引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) これまでの法案審議の過程におきまして、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見て経営を圧迫するんじゃないかなと、こういう議論が何度かありました。その辺について、この円卓会議が最低賃金の大団扇引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思います。

しかし、この円卓会議においては、政労使で最終的の施行後も引き続きそういう枠組みが堅持をされるという答弁がこれまで委員会でございました。私はこうした最賃決定の枠組みが堅持されることに私は賛成をするものであるわけです。

それで、この円卓会議というのは、この最賃決定の枠組みの外において最低賃金の引上げに極めてプラスになるんだつたらいいんだけども、大丈夫かな、ちょっとクエスチョンマークがなくもないんです。先ほど私申し上げました、長年の勘の話を。働く人の言い分が八割、経営者の言い分が二割、そこが大体の落としになります。一万円の要求をしたときには八千円ぐらいがいいところだよ、これが大体落としどころなんです。こういう意味で、この円卓会議が経営者の言い分は二割以内に收める、働く者の言い分を八割聞いたところでの話が出てくるんならいいだけれども、五分五分では困るんだ。

その辺について、この円卓会議が最低賃金の大幅な引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) これまでの法案審議の過程におきまして、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見て経営を圧迫するんじゃないかなと、こういう議論が何度かありました。その辺について、この円卓会議が最低賃金の大団扇引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○津田弥太郎君 終わりります。